

JF大分 水産おおいた

発行元 大分県漁協

新型コロナウイルス 県へ要請

4月28日に知事あての新型コロナウイルスによる漁業への影響対策に関する要請書」を大友



「新型コロナウイルスに関する要請書」を大友農林水産部長へ

農林水産部長に提出した。

冒頭に趣旨を説明した後、1 漁業経営支援対策 経営維持・再建のための資金繰りの速やかな確保と漁業収入安定対

策対象外の生産者への支援、2 県産水産物の消費拡大対策 量販店での販売促進や学校給食等への提供費用の助成など需要喚起や消費拡大対策への支援、3 漁港使用・占有料の減免・猶予、4 県内での感染拡大防止対策を要請した。

これに対し、部長から要請事項に答えられるよう補正予算でしっかりと対応していきたいとの回答があった。

コロナ対策 抜かりなく

発話によって発生する飛沫は密閉された場所です空中に10分以上漂い続ける可能性がある」と米科学アカデミーが発表した。新型コロナウイルスの伝染については、主に呼吸器と身体的な接触を通じ伝染する、感染者が咳やくしゃみをするとうイルスを含む飛沫が飛散する、健康に見える無症状の感染者から伝染する可能性もあるとのことである。

新型コロナウイルスは

人体外でもかなり長い時間生き延びることができ、ステンレスの表面では2〜3日、プラスチックの表面でも2〜3日、厚紙の表面では24時間生存すると考えられている。対話する場合は予防のため1メートル以上の間隔をあげることが必要とされている。

このことから、言われているように3密を避けること手洗いが有効である。

海面利用制度等の ガイドライン

水産庁は5月に「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」を公表した。今回の案は規制改革推進会議による4月9日の「水産改革に関する提言」を受け修正したものである。この提言では漁業権者に求められる漁場の適切かつ有効の解釈・運用をより具体的かつ明確にし、都道府県が判断する場合のチェックシートを作成すること。また、

都道府県が免許申請時には適切かつ有効」の判断

に必要な事項についての報告を求めるとなどがあげられている。主な修正箇所については以下のとおり。

「適切」の具体的判断基準は、漁業関係法令を遵守していること、漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切であること、漁場紛争が起きていないこと又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいること、資源管理を適切に実施していること、

漁場改善計画に基づく取組が行われていること等を満たしていること。有効」の具体的判断基準は、操業や養殖が可能な時期を相当程度利用していること、養殖密度等が周囲の漁場と同程度であること、あるいは飼育状態を合理的に説明できること等を満たしていること。

都道府県は、適切かつ有効」であるかを判断するため、資源管理の状況等について必要な報告を求め、必要に応じ現場調査を行うなどして漁場利用状況を把握するもの

とする。報告事項は、漁業関係法令の遵守状況、事業計画書、事業報告書、販売伝票、また共同漁業権及び定置漁業権の場合には、操業日数又は操業期間、漁獲量及び漁獲金額、区画漁業権の場合は、養殖施設数、生産量及び生産金額、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録、団体漁業権の場合は、区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況等とする。

来年以降、漁協の報告事務の増加が懸念される。

編集後記

行事や会議が長期にわたり中止で、新型コロナウイルス一色となりました。

写真は4月24日の県産魚販促時の写真です。



県産魚の売り込み (組合長)